

休 暇 制 度 等 一 覧 表

【令和2年4月1日現在】

休暇の種類	休暇の原因	休暇の期間	休日休暇勤務時間条例	同施行規則	運用上の留意事項	備考
公務災害による休暇	公務上の疾病又は傷害を受けた場合	3年以内：有給	第8条			断続取得不可
病気休暇	公務以外の原因による疾病又は傷害を受けた場合	90日(精神神経系疾患は180日／90日超は知事承認が必要)	第9条	第6条 第7条 第8条	・ 週休日、休日は通算される。 ・ 休暇の単位は日、時間、分 ・ 病休通算判定期間(クーリング期間) 普通疾病：実勤務20日 精神神経系疾患：6か月	H24.3.2付人第2811号 総務部長通知 H27.6.30付人第920号 人事課長通知 H29.3.30付人第2492号 人事課長通知
慶弔休暇	職員の結婚	7日：有給 土日、休日非通算 前7日、後1か月の間 (断続取得不可)	第10条	第9条	・ 公務の都合があれば、例外措置として結婚の日以後1年までの間で取得可。 ・ 「結婚の日」とし得る日が複数ある場合、いずれの日を「結婚の日」とするかは、当該職員が選択することができる。 ※「結婚の日」とは、社会的に結婚したと認められる日であり、「婚姻届の日」、「結婚式の日」、「実質的に婚姻生活に入った同居の日」がこれにあたる。	H26.3.31付人第2352号 総務部長通知 R2.3.30付人第2467号 総務部長通知
	忌引	配偶者 10日 血族 姻族 父 母 7日 3日 子 7日 3日 祖父母 3日 1日 孫 1日 兄弟姉妹 3日 1日 伯叔父母 1日 1日 (遠隔地は旅行日加算可)			・ 忌引休暇の起算日は親族死亡の日からではなく、休暇申請して承認された日からとなる。 ・ 休暇の単位は暦日。(承認時間が1時間の場合でも1日に数える。) ・ 休暇期間は連続した日数(分割不可)とし、週休日、休日は通算される。 ・ 生計を一にする姻族は血族に準ずる。 ・ H21.4.1から、子の忌引休暇を父母の場合と同日数とする。 ・ 「子」の範囲は育児休業と同じ(血族のみ)。	H21.3.26付人第2976号 総務部長通知 H29.3.30付人第2486号 総務部長通知
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員	その都度必要な期間	第11条			
産前産後の休暇	出産する予定の女性職員	産前8週間 (多胎妊娠は、14週間)	第12条		・ 出産日は産前休暇に含む。 ・ 出産日が延びれば、その分産前休暇が延長される。	H10.3.31付人第865号 総務部長通知
		産後8週間			・ 死産、人工妊娠中絶の場合であっても、妊娠満12週以後の分娩であれば「出産」の概念に当てはまり、産後休暇の対象となる。	
特別休暇 (以下、全て有給)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通制限又は遮断	その都度必要と認める日又は時間	第13条	第10条 別表第2		
	風水震災火災その他非常災害による交通遮断	その都度必要と認める日又は時間			・ 大雪等によって交通機関がマヒした場合で、他に代替交通機関もなく、出勤が著しく困難である場合等に適用される。	